

阿賀町建設工事等の入札者の心得

(総則)

第1条 入札者は、阿賀町が発注する建設工事等（建設工事に係る調査、測量及び設計等の業務委託並びに物品の買入れ及び借入れの関する入札を含む。以下「工事等」という。）にあたり、この心得を承知のうえ、入札を行ってください。

(代理人)

第2条 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、当該入札の開始前に、工事等番号及び工事等の件名を記した委任状を提出して下さい。

(入札)

第3条 入札書は、阿賀町が定めた書式のものを提出して下さい。

2 入札書は、当該工事等の工事等番号及び工事等の件名を表記した封筒に入れ、裏面に封印したものを入札執行者の指示に従って提出して下さい。

(入札の辞退)

第4条 入札に参加を認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札を辞退するときは、次に掲げる各号により申し出てください。なお、入札を辞退したことにより、今後の入札について、不利益な取扱いを受けることはありません。

(1) 入札執行前にあっては、阿賀町長宛の入札辞退届出を当該工事の入札担当者に直接持参するか、又はこの辞退届が入札日の前日までに到着するように郵送等で送致されるようにしてください。

(2) 入札執行中にあっては、阿賀町長宛の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行職員に直接提出して下さい。

(無効入札)

第5条 無効とする入札の主なものは、次に掲げるとおりです。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札又は代理権を得ない者の行った入札

(2) 入札書の記載事項のうち、入札金額又は入札者の氏名など重要事項の記載漏れ、記載誤り及び識別が困難な入札

(3) 公告又は指名通知において積算内訳書の提出を求めた入札においては、積算内訳書の提出がない入札

(4) 1回の入札に同一の入札者が2以上の入札を行ったときは、その者の行った全部の入札

(5) 脅迫、その他私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の法律や規則に抵触する等の不正行為によった入札

(6) 入札者が不当に価格を競り上げ、又は競り下げる目的をもった連合など不正な行為をしたと認められるときは、その全部の入札

(7) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者が参加した入札

(8) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者が参加した入札

(9) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合、その会社関係にある者が参加した入札

(10) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合、その会社関係にある者が参加した入札

(11) 第6号から第9号の各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者が参加した入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(最低制限価格未満の入札)

第6条 最低制限価格を設けている入札において、最低制限価格未満の金額で入札を行った者は、失格とし、当該入札に係る再度の入札(再入札)に参加することが出来ません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 提出された入札書は、書換え、引替え、又は撤回することができません。

(再入札)

第8条 初回の入札において落札のない場合には再入札を行います。この再入札には、無効入札を行った者並びに当該入札において既に最低制限価格未満の入札を行った者は参加することができません。

(入札執行職員の指示)

第9条 入札者は、入札執行職員の指示に従って入札しなければなりません。

(その他)

第10条 その他入札に関しての必要な事項は、阿賀町財務規則（平成17年阿賀町規則第42号）その他の阿賀町が定める入札及び契約に関する例規の定めるところによります。